

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は労働保険の電子申請に関する特設サイトを
ご覧ください！→



実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top, there's a navigation bar with 'e-GOV ポータル', 'English', search options, and a search bar. Below that, a banner reads '行政サービスや施策に関する情報をご案内します。政策に対する意見の提出ができます。' The main content area is titled 'e-Govのサービス' and features three large buttons: '電子申請' (Electronic Application), '法令検索' (Law Search), and 'データポータル' (Data Portal). A red callout bubble points to the '電子申請' button with the text '「電子申請」をクリック！'. Below this, there's a '手続検索' (Procedure Search) section. It has a sub-header 'e-Govの電子申請対象手続' and a note 'e-Govで受付可能な手続が検索できます。'. There are two search methods: '状況から探す' (Search by Status) and '手続名称から探す' (Search by Procedure Name). The '状況から探す' section has several dropdown menus for selecting criteria like '事業(所)の新規適用', '事業(所)の所在地又は名称等の変更', etc. A red callout bubble points to the '手続検索' section with the text '「手続検索」をクリック！'. Another red callout bubble points to the search input field with the text '検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！'. At the bottom of the search area, there's a search button labeled '検索'.

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 **今年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付が廃止になりました！**

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- **電子申請が義務付けられている事業場においては、今年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付はありません。電子申請での申告をお願いします。**
(電子申請が義務付けられていない事業場でも、電子申請を利用できます！) [電子申請の進め方は、表面をご覧ください>>](#)

電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化対象事業場については、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書の送付はありません。対象の事業場には、申告書の代わりに電子申請に必要な情報を記載した「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」を送付しておりますので、電子申請での申告をお願いいたします。

なお、納付書については引き続きお送りいたしますので、金融機関・郵便局にて労働保険料・一般拠出金を納付いただく際にご利用いただけます。

客観的に電子申請を行うことが不可能であると認められる場合（※）を除き、窓口で申告書の発行もいたしません。

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」が届いたが、資本金が1億円を下回る等、電子申請義務化の対象ではない場合は、所管の労働局までお問い合わせ願います。

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合

(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合